歴史文化博物館照明設備更新業務について

〇入札案内

次のとおり一般競争入札を行いますのでお知らせいたします。

令和７年７月25日

〒797-8511

西予市宇和町卯之町4-11-2

愛媛県歴史文化博物館

指定管理者

伊予鉄総合企画株式会社

１　入札に付する事項

(1) 件名

歴史文化博物館照明設備更新業務　一式

(2) 業務概要

「愛媛県歴史文化博物館」館内一般照明器具一式及び展示室内展示照明一式　のLED照明器具取替工事並びにこれに付随する施工を行う。

（付随する施工費用）

搬入費、消耗品雑材費、現場管理費、諸経費等

(3) 更新箇所（場所）

愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目１１番地２　愛媛県歴史文化博物館（別添１「歴史文化博物館照明設備更新」図面参照）

(4) 更新期限

工事請負契約締結日から令和８年３月31日(具体的な工期については、館の運営状況等により調整すること。)

２　入札参加に必要な資格

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する建設工事の種類のうち、電気工事業の許可を受け、かつ法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(2) 愛媛県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

(3) 直近(有効期限内)の経営事項審査結果通知書において、電気工事の総合評定値(P)が1400点以上であること。

(4) 令和7・8年度愛媛県建設工事有資格者名簿の契約先住所が「愛媛県内」の者で、愛媛県建設工事等競争入札参加者の「電気」の等級が「A」の者

(5) 国・地方公共団体の建築用途が美術館・博物館かつ延べ床面積15,000㎡以上の電灯設備の新築・改修、または過去10年以内において当館における請負金額1,000万円以上（税抜き）の施工実績を有すること。

(6) 告示日において、愛媛県及び西予市から入札参加資格停止及び入札参加資格回避の措置を受けている期間中でないこと。開札後、落札決定者が契約締結までに愛媛県及び西予市から入札参加資格停止及び入札参加資格回避の措置を受けた 場合は、契約を締結しない。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(8) 西予市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団等」という。)に関係する以下の者でないこと。

ア 暴力団員等(役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)がこれに該当する場合を含む。)

イ　暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者(役員等がこれに該当する場合を含む。)

ウ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

(9) この入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

３　契約書作成の要否

　　要

４　入札方法

(1)　 別添「歴史文化博物館照明設備更新」図面に基づき、更新業務にかかる入札書（別添２「入札書例」）を提出のこと。

(2) 入札書の提出期限及び提出場所

ア　提出期限　令和７年８月８日（金）午後５時00分

イ　提出場所　愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目１１番地２

愛媛県歴史文化博物館（総務担当）へ持参もしくは郵送

５　入札書の提出方法

(1) 入札書は、入札書を封筒に入れ提出しなければならない。

(2) 入札書は貴社様式により作成し、直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、且つその封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「入札書在中」と記載しなければならない。

(3) 郵便により提出する場合は、(2)と同様の方法で作成し、入札書を中封筒に入れ、簡易書留にて入札書提出場所宛に提出期限までに到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話等その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は撤回することができない。

６　入札保証金

免除とする。

７　契約保証金

免除とする。

８　注意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札金額の110分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。

(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

９　落札者の決定方法

(1) この公告に示した改修業務で提出された入札書をもとに、実施できると弊社が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(2) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

10　その他

(1) 入札に参加するにあたり、当該工事に係る設計図書等の貸出し、または現場確認を希望する場合は、入札案内日より８月８日（金）までの期間で日時を調整するので、事前に連絡のこと。

(2) 問合せ先

愛媛県歴史文化博物館　指定管理者 伊予鉄総合企画株式会社

統括補佐　沖浦　達幸

電話番号　０８９４‐６２‐６２２２